

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： 〇年 〇月 〇日

報告者：

氏名又は名称及び
代表者の氏名 エイビーシー・コーポレーション
 代表者 ジョージ・タナカ 国 籍 アメリカ合衆国 住所又は所在地 アメリカ合衆国〇州〇市〇番地 職業又は業種 不動産業

代理人：

氏名又は名称及び
代表者の氏名 いろは不動産 株式会社
 代表取締役社長 太田 一郎 住所又は所在地 東京都千代田区神田 5-6-7 職業又は業種 不動産仲介業 責任者の氏名： 山田 二郎 担当者の氏名（電話番号）： 03-3279-1111

1 取得の態様 (該当分に○)	<input checked="" type="radio"/> イ 購入 ロ 抵当権設定 ハ 賃借 (始期) 終期 <input type="radio"/> ニ その他 (具体的に記入すること。)
2 不動産の内容 (該当分に○)	<input checked="" type="radio"/> イ 土地 (面積 132 m ²) <input checked="" type="radio"/> ロ 建物 (延面積 120 m ²) <input type="radio"/> ハ その他
3 不動産の所在地	登記簿上：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 (住居表示上：同町 2-1-2)
4 取得年月日	〇年〇月〇日
5 取得の対価	¥123,500,000.-

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 「5 取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1 取得の態様」欄において「ロ 抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ 賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかっこ書すること。
(例：(担保される債権の額 100万米ドル)、(賃借料 100万円/月))

記入例 2

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： 〇年 〇月 〇日

報告者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名 王秀英国 籍 台湾住所又は所在地 台湾台北市〇〇区〇号職業又は業種 会社員

代理人：

氏名又は名称及び

代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____

責任者の氏名： _____

担当者の氏名（電話番号）：886-123-4567

1 取得の態様 (該当分に○)	<input checked="" type="radio"/> イ 購入 ロ 抵当権設定 ハ 賃借 (始期) 終期 <input type="radio"/> ニ その他 (具体的に記入すること。)
2 不動産の内容 (該当分に○)	<input checked="" type="radio"/> イ 土地 (面積 132 m ²) <input checked="" type="radio"/> ロ 建物 (延面積 120 m ²) <input type="radio"/> ハ その他
3 不動産の所在地	登記簿上：東京都中央区日本橋本石町2-1-1 (住居表示上：同町2-1-2)
4 取得年月日	〇年〇月〇日
5 取得の対価	¥123,500,000.-

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 「5 取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1 取得の態様」欄において「ロ 抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ 賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかっこ書すること。
(例：(担保される債権の額 100万米ドル)、(賃借料 100万円/月))

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書の記入の手引

1. 報告が必要な取引または行為

- (1) 非居住者が本邦の不動産を取得した場合（相続・遺贈等による取得を含む。）。
- (2) 非居住者が本邦の不動産に関する権利（賃借権・地上権・抵当権等）を取得した場合。

ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

- a 非居住者本人または当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業員の居住用目的(注)で取得したもの。
- b 本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が、当該業務遂行のために取得したもの。
- c 非居住者本人の事務所用として取得したもの。
- d 他の非居住者から取得したもの。

(注) 別荘やセカンドハウスのように短期滞在としての利用は、「居住用目的」には該当しません。
本報告の提出が必要となりますので、ご注意ください。

2. 報告の時期

取得した日から20日以内。

—— 20日目にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類および提出部数

「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」（別紙様式第二十二）・・・1通

4. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「4 取得年月日」に記載したのと同じ「年月日」を入力して下さい。